

会  
長

副  
会  
長

總  
務  
委  
員  
長

事  
務  
局  
長



建第285号  
平成25年6月6日

公益社団法人 熊本県建築士会会長 様

熊本県土木部建築住宅局建築課長  
(公印省略)

建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このことについて、平成25年5月30日付け国住指第526号で別添のとおり国土交通省住宅局建築指導課長から通知がありましたのでお知らせします。

なお、今回の技術的助言は、平成24年12月3日付け国住指第3329号で通知された「建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について」のうち建築士の免許登録の有無を確かめる方法について法令に位置付けられたものです。

つきましては、平成25年1月以降、確認申請時に建築士免許登録の有無及び定期講習受講状況についての確認が行われておりますが、今後は法令に基づき確認されますので、別紙により貴会員に周知していただきますようお願いします。

熊本県土木部建築住宅局  
建築課建築物安全推進室  
建築指導班 寺坂、中村  
Tel 096-333-2534

